

# 登録施工業者会員規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「本会」という。）が、建築物（工作物等を含む。以下同様とする。）のしろあり及び木材腐朽菌からの被害（以下「虫菌害」という。）に対し、予防または駆除（以下「防除」という。）を適正かつ安全に行う者（以下「登録施工業者会員」という。）の資格を定め、よって、消費者に信頼される業界をつくり、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第2条 登録施工業者会員とは、登録事業所において、本会の規定する防除施工標準仕様書（以下「仕様書」という。）並びに安全管理基準に基づきしろあり防除施工士（以下「防除士」という。）が本会の認定した防除薬剤（以下「認定剤」という。）を用いて虫菌害の処理をする本会の正会員をいう。

2 しろあり防除施工管理責任者（以下「管理責任者」という。）とは、登録施工業者会員の事業所において、本会の目的、並びに諸規程をふまえ、常に防除作業の安全を計り、本会が認定した防除士に適正確実な施工を行うための指導監督する者をいい、消費者の信頼に応える業務を行う者をいう。

3 登録事業所とは、登録施工業者会員が防除施工を行う事業所として、本会に登録した事業所をいう。

## 第2章 入 会

### (登録施工業者会員の入会手続)

第3条 登録施工業者会員となろうとする者は、定款施行規則第4条及び第5条1項1号に従って入会手続きを行うものとする。

2 複数の事業所を登録する場合には、事業所毎に前項の手続きを行うものとする。

### (会員証)

第4条 登録施工業者会員には、下記の事項を記載した会員証を登録事業所毎に発行する。

- (1) 会員番号及び入会年月日
- (2) 登録事業所の名称及び所在地、代表者
- (3) 発行年月日及び有効期間

2 登録施工業者会員は、登録施工業者会員証を汚損し又は失った場合においては、ただちに再交付申請書に再交付手数料 5,000 円を添えて本会会長に提出しなければならない。

### (登録施工業者会員名簿)

第5条 登録施工業者会員名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員番号及び入会年月日
- (2) 登録事業所の名称、代表者名
- (3) 指定代表者
- (4) 登録事業所の所在地及び電話番号
- (5) 従業員数（防除に關与する者）
- (6) 所属している管理責任者、防除士名及び登録番号

（防除施工済証）

第6条 登録施工業者会員は、登録事業所において、本会が定める様式のしるあり防除施工済の証（ステッカー）を発行することができる。

（届出の義務）

第7条 登録施工業者会員が転廃業その他の事由により会員資格者としての必要がなくなった場合、本会にその旨届出なければならない。

- 2 登録施工業者会員が会員資格を喪失したときは、会員資格喪失後5年間は、企業責任者（事業主）の所在（住所または連絡先）を明確にし、連携団体を経由して本会に届け出るものとする。ただし、所在地を管轄する連携団体がない地域においては、直接本会に届け出るものとする。

### 第3章 義 務

（義 務）

第8条 登録施工業者会員は正会員として本会に入会し、本会の諸規程のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 登録施工業者会員を指導教育するため開催する講習会には、その目的に応じ適切な者を必ず出席させなければならない。
- (2) 本会の定める仕様書と安全管理基準に基づき的確な処理を行わなければならない。
- (3) 仕様書は、その内容を改ざんして使用してはならない。
- (4) 認定薬剤の有効期間をこえる保証期間を呈示し、それに基づく契約をしてはならない。ただし、上記の有効期間は5年以内とする。
- (5) 保証の内容は業界または企業が一般的に責任の取れる範囲のものとし、消費者を錯覚させるような虚偽の内容を掲示してはならない。
- (6) 誇大表現や虚偽の説明、悪質な勧誘や強要等の不当行為を行ってはならない。
- (7) 防除作業及び保証の内容、工事金額その他の必要事項を記載した文書を施主に交付して、施主の発注意志を書面で確認したのちでなければ防除作業を行ってはならない。
- (8) 登録事業所に登録施工業者会員証及び防除士登録証を掲示しなければならない。
- (9) 登録施工業者会員証に記載している所在地に登録事業所が設置されていること。
- (10) 登録事業所には会員名簿に掲載している登録事業所名を表示すること。
- (11) 登録施工業者会員は本会が必要とするデータ収集への協力及び問題処理に必要な事項

について報告を行うものとする。

#### 第4章 助言、指導、勧告

(助言、指導、勧告)

第9条 本会は、本規則に反した者又は反するおそれのある者に対し、助言、指導及び勧告を行うことができる。

2 重大な勧告をする行為があったときは、各会員は必ず書面をもって本会へこの事項を報告するものとし、本会は事実関係を充分調査し、理事会に諮るものとする。

附 則 (平成23年9月14日理事会決議)

1 この規則は、公益社団法人日本しろあり対策協会の移行登記日より施行する。

附 則 (平成26年3月27日理事会決議)

1 第4条(会員証)第2項として会員証の再交付に関する規定を追加し、平成26年3月27日から施行する。